

定款 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>定款</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>23</u>名以上<u>30</u>名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<u>4</u>名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の<u>副会長及び</u>専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第4項のほか、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. この法人に会計監査人を置く。</p> <p>(役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事<u>並びに業務執行理事</u>は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p>	<p>定款</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>9</u>名以上<u>15</u>名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<u>3</u>名以内を副会長、1名<u>以内</u>を専務理事、3名以内を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第4項のほか、<u>理事会の決議に基づき</u>、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. この法人に会計監査人を置く。</p> <p>(役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p>	<p>理事の人数を変更</p> <p>副会長を3名以内とする</p> <p>原則として、専務理事のみを業務執行理事とする。</p> <p>同上</p>

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
4. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 名誉役員の選任及び解任

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
3. 事務総長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4. 前項以外の職員は、会長が任免する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
4. 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 事務局及びその他各種機関による職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 名誉役員の選任及び解任

(事務局)

第43条 この法人の事務の処理及び理事会から委託を受けた業務の執行のため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
3. 重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4. 前項以外の職員は、会長が任免する。

同上

理事会の職務について、「重要な業務執行の決定」とする

理事会の監督機能を強化

事務局を、理事会からの業務執行権の委譲先として定義する

5. 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第14章 事務総長 (削除)

(事務総長)

第44条 (削除)

[改 正]

2012年6月24日 (2013年4月1日施行)

2014年3月29日

2015年3月29日

2016年3月27日

2017年3月26日

2017年12月16日

2019年3月24日

2019年10月27日

2020年12月26日

2022年1月29日

2022年12月24日

2023年3月25日

5. 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第14章 事務総長

(事務総長)

第44条 事務局の最高責任者として事務総長を置く。

2. 事務総長は、理事会の決議によって選任及び解任する。

3. 事務総長は、3ヶ月に1回以上、自己及び事務局の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[改 正]

2012年6月24日 (2013年4月1日施行)

2014年3月29日

2015年3月29日

2016年3月27日

2017年3月26日

2017年12月16日

2019年3月24日

2019年10月27日

2020年12月26日

2022年1月29日

2022年12月24日

2023年3月25日

2023年7月30日(2023年度定時評議員会の日から施行)

事務総長を「事務局の最高責任者」として再定義する。

本年度評議員会の日より施行